

口座振替・自動払込（個人事業税・自動車税）

個人事業税と自動車税は、銀行等での口座振替・ゆうちょ銀行での自動払込による納税を実施しています。

この制度を活用していただくと、税金を納めるために銀行などへお出かけになる必要がなく、簡単、確実に納税できます。是非ご利用ください。

振替納税とは

金融機関があなたに代わって納税の手続きをするもので、お申込みのあったあなたの税金は指定された本人名義の預金（貯金）口座から、納期限日に振替えて納付されます。

（注）電話料金、水道料金などの支払いと同じような制度で、納税者の方にあらかじめ納税額をお知らせして、口座から振替します。（領収証書は発行されませんので、振替（引落）金額は通帳等により確認してください。）

取扱金融機関は

三重県の公金を取り扱う銀行、信用金庫、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局等です。詳しくは「県税を納める場所」（62ページ）を参照してください。

申込手続は

（個人事業税の場合）

納税通知書に同封されている申込用紙（ハガキ式）に必要事項を記入・押印のうえ、ポストへ投函するか管轄の県税事務所へご提出ください。

ただし、ゆうちょ銀行の自動払込をご利用になる場合は、ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの自動払込利用申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ゆうちょ銀行・郵便局へご提出ください。

（自動車税の場合）

取扱金融機関の窓口および県税事務所・自動車税事務所に設置されている申込用紙に必要事項を記入・押印（金融機関へのお届印）のうえ、取扱金融機関へご提出ください。

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）は

口座振替する年度の7月上旬までに車検の有効期間が満了する自動車につきましては、前年度の納税証明書の有効期限を6月15日まで延長して発行しますので、県税事務所へお問い合わせください。

詳しくは74ページをご覧ください。